

政務活動費執行状況報告

政務活動費は、

十日町市議会議員の調査研究に必要な経費の一部として、申請のあった会派に対し市から交付されます。
会派に所属する議員1人につき年額15万円を、人数分一括で交付し、残金が生じた場合は市へ返還されます。

令和2年度(令和2年4月～令和3年3月交付分を掲載)

(単位:円)

会 派		礎	自由の風	だいち	三矢会	日本共産党 十日町市議団	さくら	合 計
項 目		5人	5人	4人	4人	3人	3人	
当初交付金額		750,000	750,000	600,000	600,000	450,000	450,000	3,600,000
支 出	調査研究費	522,370	404,460	176,909			96,095	1,199,834
	研修費						112,300	112,300
	広報費							0
	広聴費							0
	要請・陳情活動費					12,560		12,560
	会議費							0
	資料作成費					71,186		71,186
	資料購入費			104,280		5,100		109,380
	人件費							0
	事務所費							0
合 計		522,370	404,460	281,189	0	88,846	208,395	1,505,260
残額(返還額)		227,630	345,540	318,811	600,000	361,154	241,605	2,094,740

【政務活動費使途基準】

項 目	内 容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費及び団体等が開催する研修会への参加に要する経費
広報費	会派が行う活動及び市政について住民に報告するために要する経費
広聴費	会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派が要請及び陳情活動を行うために必要な経費
会議費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費